

2001年3月21日

頂いたご意見

先日来申し上げている件を改めて提案します。

原子力学会の倫理規程案は、日本の学会の倫理規程としては珍しく、会員に内部告発を義務づける条項をもうけていますが、グループ指向の強い日本では、個人に義務を課するより、集団で問題を処理するように仕向けるのが望ましいと考えます。具体的には、先日の機械学会の分科会で差し上げた、「技術者倫理を考える」と題する短文に書いたようなことを想定しています。そのため特に、下記の一条を追加されることを提案します。

<組織内の体制整備>

原子力の利用にたずさわる組織体は、その構成員が、この倫理規程に関わるような問題を、組織内で、遠慮なく提起したり議論したりし易いように、組織内の規定や、体制の整備に努めなくてはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご提案は非常に重要であり、当委員会としては重く受け止めています。しかし、今直ちにご提案の一条を憲章の中に直接的に採り入れる以前に、当学会として整備すべき課題があるように思われます。

ご高承の通り、原子力利用は安全上の取り扱いを誤れば大きな災禍をもたらしかねないので、法のもとで厳しく規制されています。具体的には原子炉等規制法がこれに当たり、JCO事故後この法律は改正され、内部告発に関して次の条文が追加されました。

(主務大臣に対する申告)

第六十六条の二 精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することが出来る。

2 精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

法律とは異なり、道徳的規範はさらに深いレベルのことが要請されます。原子力学会倫理規定案では、憲章2.で「会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する。」とし、さらに行動指針で

<経済性優先への戒め>

2 - 4 . 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させてはならない。また、資金不足を安全性の低下した状態の放置の理由としてはならない。

<安全性向上の努力>

2 - 5 . 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努めなければならない。安全性の損わ

れた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない。

のように謳い、最終的には内部告発に訴えるよう示しています。内部告発（whistle-blowing）については、上に述べたように「権限を有する者へ働きかけ」ることと、それでも改善されない場合に（外部に）「その情報を公開」することの双方を含む、という解釈もあります。我々は後者、すなわち狭義の内部告発のみでなく、「権限を有する者への働きかけ」が容易にできるようにするためのシステムが組織内に必要であると考えますが、当学会としては今後対処すべき課題です。

これらの規定が空文ではなく、有効に働くようにするためには、「権限を有する者へ働きかけ」正当な内部告発者を保護し、組織内で内部告発情報が公正に処理できるシステムが必要です。

ところで、欧米におけるいわゆる Professional Societies の Ethics Codes は、構成員である個々の professionals のモラルについて述べるもので、今回提案されている我々の倫理規定もそれに大きく影響されていることは否めません。Profession では個人を規制するだけでは不十分で、組織、特に企業を規制する必要がある、企業体の倫理が強く要請されていることは今更申し上げるまでもありません。

原子力という Profession では、professionals はほとんどの場合組織内従業者であり、特に法で規制される精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、等々が個人である場合は皆無と言えましょう。

一方、日本原子力学会の会員は正会員、賛助会員、推薦会員、及び学生会員からなり、正会員と賛助会員が法定の社員となっています。正会員は個人であり、賛助会員は「本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業または団体」（傍点は強調）と定款は規定しています。この状況は、多くの技術系学協会においても同様のことと思います。原子力学会はその揺籃期において賛助会員の強い支援のもとに今日の姿に成長してきました。しかし今後の学会では、これらの「組織体」には Profession の主体として単に援助する以上の役割が要請されています。

我々の倫理規定案で言う「本会の会員」とは、これら全ての会員を指します。また当委員会としましては、組織として加入している「企業または団体」、すなわち「組織体」に対して、個人である正会員と同様の、あるいはそれ以上のモラルある行動を望んでいます。

したがって、当委員会としては、倫理規定の中にご提案のような条項を入れる前段階として、倫理規定案の提案趣旨説明において、賛助会員の今後の位置づけについての同意を求め、倫理規定制定後に原子力学会内部に Professional Ethics に取り組む組織（学会組織の中の、先生の言われる「体制の整備」に当たります）を置くことを提唱し、その組織が主体となって原子力倫理教育の大学等教育機関に対する支援、個々の原子力関連企業のみならず関連企業連合体に対する啓蒙等の働きかけを行うよう、推進してゆく所存です。迂遠のようですが、その行動の中で、例えば QC サークル活動に匹敵するエシックス・サーク

ル活動の提唱などを行いたいと考えております。